

外壁

修景基準

・材質、様式、意匠は、伝統的建造物の特性を維持したものと
する。

修景基準細則（1階外壁）

・主たる通りに面する側は真壁とする。
・壁仕上げは土壁、漆喰壁、又は板壁とする。ただし、主たる
通りに面する側全てを板壁とすることは不可とする。

誘導細則（1階外壁）

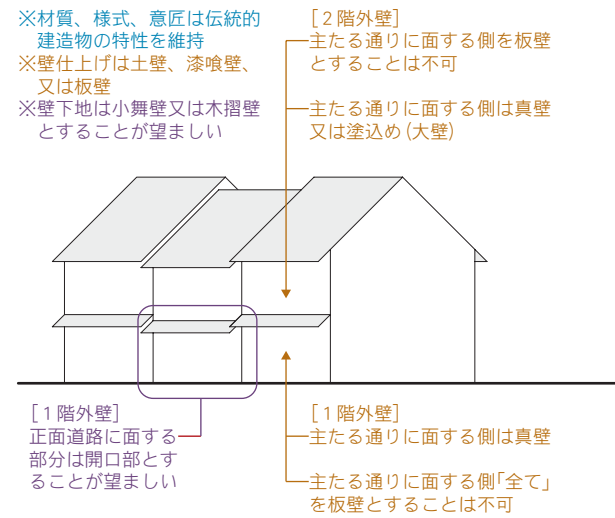
・正面道路に面する部分は開口部とすることが望ましい。
・壁下地は小舞壁又は木摺壁とすることが望ましい。

修景基準細則（2階外壁）

・主たる通りに面する側は真壁又は塗込め（大壁）とする。
・壁仕上げは土壁、漆喰壁、又は板壁とする。ただし、主たる
通りに面する側を板壁とすることは不可とする。

誘導細則（2階外壁）

・壁下地は、小舞壁又は木摺壁とすることが望ましい。



参考-建具による1階外壁
江戸から明治中期頃まで、ミセノマと外部の間仕切りは摺り上げ戸による形式で、日中は大戸を含めて間口全面が開放されていました。その後改変されますが、建具を用いた外観構成は変わりません。



参考-1階外壁の特徴
初めから仕舞屋（しもたや）として建築された町家や、間口の広い町家では通りに面する部分に壁を持つものもあります。壁は左官仕上げによる真壁を基調とし、板張の腰を備えます。



参考-真壁の2階外壁
左官仕上げの真壁は、出石における標準的な2階の外壁です。簡素ですが、町並みに軽快なイメージを与えます。



参考-大壁の2階外壁
間口の広い規模の大きな町家に限りますが、2階外壁を左官で塗込めたものも見られ、町並みに重厚なイメージを与えます。

基礎

修景基準

・基礎立ち上がり部分は、見えないようにする。

修景基準細則

・基礎立ち上がり部分は伝統的建造物の特性に準じた意匠とし、
コンクリート部分が直接見えないようにする。

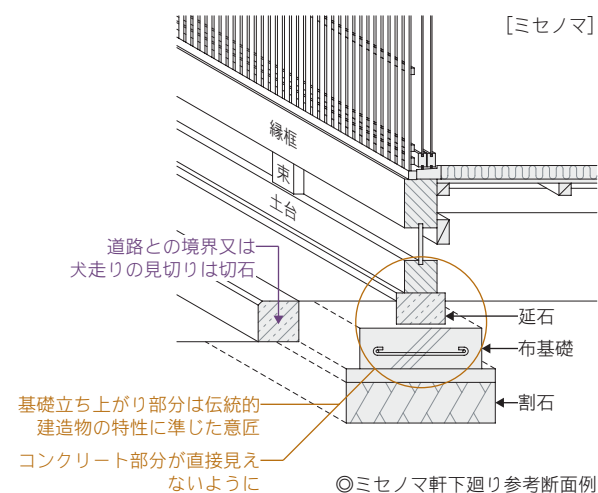
誘導細則

・道路との境界又は犬走りの見切りは切石とすることが望ましい。
なお、コンクリート製は補助対象外とする。



参考-伝統的な基礎廻り
伝統的な基礎廻りは延石の上に土台を置き、その上部に縁框が架けられ、建具が入ります。

※基礎立ち上がり部分は見えないようにする



©ミセノマ軒下廻り参考断面例

色彩

修景基準

・伝統的建造物の特性を維持したものとし、全体として伝統的
町並み景観に調和したものとす。

修景基準細則（左官壁）

・左官壁は、土壁として桜尾の土色（赤土色）、鳥の子色、漆
喰壁として白色、黒色を基調とした色彩とし、次のマンセル
表色系の範囲を参考に、周囲の伝統的建造物にあわせる。

桜尾の土色（赤土色）：[色相]5YR~5Y [彩度]3~6 [明度]5~8

鳥の子色： [色相]5YR~5Y [彩度]1~4 [明度]7~9

修景基準細則（木部）

・周囲の伝統的町並みに調和した色調とする。
・望見できる部分の塗装は、ベンガラや柿渋等の伝統的塗料を
原則とする。

修景基準細則（建具）

・金属製建具を使用する場合は、アンバー系木調、こげ茶、茶
等の目立たないものとする。



参考-町家の色事例
左上：土壁 桜尾の土色（赤土色）
右上：土壁 鳥の子色
左中：白漆喰壁
右中：黒漆喰壁
左下：木部のベンガラ塗

参考-

桜尾の土色（赤土色）

桜尾は出石町細見内の小字名です。この地から採取される赤土は、出石における古い建物によく使用され、この赤土を用いた壁土の色が「出石の色」と言われています。

今回、検討会現状調査の中で、この土壁の色彩調査を実施しました。色彩は自然素材であることや、経年変化などから、若干のばらつきはあるものの、一定の色の範囲を持っていました。

そこで、設計や施工の手がかりになるよう、マンセル色票系で参考値を例示します。

参考-桜尾の土色のマンセル値

左上：2.5YR 7/6

右上：2.5YR 7/6

左下：5YR 8/6

右下：5YR 7/8

※表示は[色相][明度]/[彩度]

設備機器等

修景基準

・通りから見えないような配置・形状とする。やむを得ず通りに
面する場所に設置する場合は、伝統的町並みと調和する材
料、仕上げ、着色をした、外観上目立たなくするための目隠
しを行うものとする。

修景基準細則

・原則、中庭や裏側など通りから当該設備機器が容易に確認で
きない位置に設置し、やむを得ず通りに面する場所に設置す
る場合は、建物の中に組み込む等、外観上当該設備が容易に
確認できないように努める。

・通りから見えてくる軒庇及び屋根の上には、将来にわたり設
置しない。

※通りから見えないような配置・形状とする

